

# 令和4年度第8回 日南町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和4年10月11日(火)			
招集場所	日南町役場 議場			
開会時間	9時00分	閉会時間	10時20分	
出席委員	番 号	氏 名	番 号	氏 名
	1 番	足 立 福 子	6 番	塩 見 真 由 美
	2 番	天 崎 直 幸	7 番	足 立 進 也
	3 番	木 山 篤 志	8 番	糸 田 川 啓
	4 番	嶋 川 克 寿	9 番	福 田 英 夫
	5 番	加 藤 幸 児	10番	梅 林 操
出席推進委員	日野上	倉 光 伸 也	多 里	新 田 和 之
	山 上	坪 倉 幹 也	石 見	丸 山 栄 人
	山 上	妹 尾 重 寿	石 見	難 波 豊 治
	阿毘縁	岸 幸 利	福 栄	山 本 昌 樹
	大 宮	藤 原 恵 司		
欠席した委員				
議事録署名委員	2 番	天 崎 直 幸	3 番	木 山 篤 志
出席した職員	事務局長	高 橋 裕 次	主 事	山 田 祐 志

日程及び提出議案の題目	
1. 開 会	
2. 挨拶	
3. 議事録署名委員選任	
4. 報 告 事 項	
報告第1号	農地パトロールの実施状況の報告について
報告第2号	利用権設定に係る軽微な変更について
報告第3号	農地法第18条第6項の規定による届出について
5. 議 事	
議案第1号	農業経営基盤強化促進法第18条に基づく利用集積計画の決定について
議案第2号	農業振興地域整備計画の重要変更について
議案第3号	農地中間管理事業の促進に関する法律第19条に基づく農用地利用配分計画案の意見照会に対する回答について
6. 協 議 事 項	
協議第1号	移動農地銀行の開催について
協議第2号	日南町地籍調査推進協議会委員の選任について

協議第3号	農地利用意向調査の実施について
7. その他	
8. 閉会	

開会	高橋事務局長	<p>皆さんおはようございます。全員お揃いになりましたので、只今より令和4年度 第8回日南町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>開会にあたりまして、梅林会長よりご挨拶を頂戴いたします。</p>
挨拶	議長	<p>皆さんおはようございます。暑さ寒さも彼岸までといいますが、10月に入りめっきりと涼しさを通り越し寒いという日々になりました。</p> <p>少し先になりますが、12月1日、全国農業委員会会長代表者集会在3年ぶりに東京で開催されますので、参加させていただきます。</p> <p>今回は、先の農業経営基盤強化促進法と農山村活性化法の改正により、地域の目標地図の人・農地プランの策定に向け、「農地利用の最適化」に積極的に推進していくこととなります。このため、全国の農業委員会の会長代表が一堂に会し、持続可能な農業・農村を作ることを目標で全国より約900名の代表者が集まることになっております。申し合わせ決議を採択したのち、全国の活動事例の報告会。その後議員会館へ移動し、地元選出国会議員であります、石破議員、赤沢議員、湯原議員、舞立議員、藤井議員、青木議員へ申し合わせ事項の要請活動を行うこととなっています。</p> <p>次に、9月議会の決算審議会で農業委員会の活動について審議され、農地パトロールの見落とし部分があるではないかについて審議されました。</p> <p>次年度このようなことが無いように、現在推進委員の皆さんにはタブレットが貸与されています。8月の農地パトロールの結果をタブレットに落としいただき、不確認のところは、再度確認していただき、11月の農家の意向調査に反映していただきますようお願いいたしますとともに、来年度から始まります、地域の目標地図の原資となるようお願いいたします。</p> <p>以上を申し上げまして、令和4年度 第8回日南町農業委員会総会を開催いたします。よろしくようお願いいたします。</p>
議事録署名 委員選任	議長	<p>日南町農業委員会会議規則第30条の規定により、議長が指名するとし、2番、天崎農業委員、3番、木山農業委員を指名した。</p>
報告第1号	議長	<p>続いて報告事項に移ります。報告第1号 農地パトロールの実施状況の報告について事務局お願いします。</p>
	主事	<p>報告第1号 農地パトロールの実施状況の報告についてです。資料1頁になります。今回の集計値は令和4年度、新たに発生した農地を載せています。ですので、昨年度の情報が入っておりませんが、また、改めて公表するときに追加して記載したいと思っております。</p> <p>(詳細についての資料を読み上げる。)</p> <p>本日、地域ごとに資料を配布しておりますのでご覧いただけたらと思いま</p>

		す。また、利用意向調査の資料も配布しておりますが、こちらは協議第3号で説明をさせていただきます。以上です。
	議長	報告第1号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので次に移ります。
報告第2号	議長	報告第2号 利用権設定に係る軽微な変更について事務局お願いします。
	主事	<p>報告第2号 利用権設定に係る軽微な変更についてです。資料3頁になります。本日は2件の報告です。</p> <p>報告番号1、利用権設定をする者が〇〇〇さんの代表相続人、〇〇〇さん、利用権設定を受ける者が鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて株式会社□□□が借受人、農地の所在地が△△×××番地の他、合計7筆、変更の理由として貸付人と小作料の変更ということで、貸付人の〇〇〇さんがお亡くなりになりましたので、代表相続人の〇〇〇さんに。小作料物納全体米◇◇kgから使用貸借に変更されます。</p> <p>報告番号2も同様で、〇〇〇さんがお亡くなりになりましたので、貸付人の変更、小作料の変更です。こちらは相対での契約で、借受人が△△の〇〇〇さん、農地の所在地が△△×××番地の他、合計3筆、小作料物納全体米◇◇kgから使用貸借に変更されます。以上よろしく願いいたします。</p>
	議長	報告第2号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので次に移ります。
報告第3号	議長	報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について事務局お願いします。
	主事	<p>報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出についてです。資料5頁、6頁になります。</p> <p>今回△△地域で集積がありますので、その関係の合意解約になります。</p> <p>報告番号1、農地の所在地△△×××番地、田4筆、原野1筆、合計5筆、面積合計が4073㎡、賃貸人が△△市の〇〇〇さん、賃借人が△△の〇〇〇さん、令和5年3月31日までの契約期間がありますが、解約後、鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて農事組合法人口□□□が耕作を予定されておられます。</p> <p>(報告番号2から10まで資料を読み上げる。)</p> <p>合計10件、25筆、28779㎡の合意解約になります。以上です。</p>
	議長	報告第3号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので報告事項を終わります。
議案第1号	議長	続いて議事に移ります。議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条に基づく利用集積計画の決定について事務局お願いします。
	主事	議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条に基づく利用集積計画の決定についてです。資料7頁から22頁までです。資料9頁に利用集積計画総括表をつけております。10年以上の賃貸借での利用権設定の田が33959

		<p>㎡、その他 2175 ㎡、合計 36134 ㎡、10 年以上の使用貸借での利用権設定の田が 81387 ㎡、その他 6614 ㎡、合計 88001 ㎡。</p> <p>10 月の移動として機構を通じた新規の契約が 28 件、合計、田が 115346 ㎡、その他 8789 ㎡、合計 124135 ㎡です。</p> <p>詳細についてですが、申請番号 1、農地の所在地が△△×××番地の他、合計 6 筆、面積合計が 7712 ㎡、貸付人が△△の〇〇〇さん、借受人が鳥取県農業農村担い手育成機構、水稻とそばの作付けですべて使用貸借、令和 5 年 1 月 1 日から令和 15 年 12 月 31 日までの 11 年 0 ヶ月の契約になります。(申請番号 2 から 28 まで資料を読み上げる。)</p> <p>資料 21 頁、22 頁に農事組合法人口口口の経営状況等の資料をつけておりますので、ご確認いただけたらと思います。以上です。</p>
	議 長	<p>議案第 1 号について説明が終わりました。ご質問、ご意見がございますか。</p> <p>(9 番、福田職務代理挙手) 9 番、福田職務代理。</p>
	福田職務代理	<p>農事組合法人口口口が集積されるということですが、小作料についてはお互い納得されていることだと思っておりますが、使用貸借であったり、景観作物で小作料が発生していたり、同じ所有者で小作料の条件が違っていたりしますが、以前の契約の内容をそのまま契約しているのか、何か事情が分かれば教えてください。</p>
	主 事	<p>失礼します。以前の契約を踏襲されておられます。</p>
	議 長	<p>よろしいですか。</p> <p>(6 番、塩見農業委員挙手) 6 番、塩見農業委員。</p>
	塩見農業委員	<p>担い手育成機構は小作料に対して何か規定や決まりがあるわけではないということですか。</p>
	主 事	<p>失礼します。明確な取り決めがあるわけではないですので、双方で協議の上決められておられます。</p>
	議 長	<p>その他、ご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。議案第 1 号について賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第 1 号は承認された。</p>
議案第 2 号	議 長	<p>議案第 2 号 農業振興地域整備計画の重要変更について事務局お願いします。</p>
	主 事	<p>議案第 2 号 農業振興地域整備計画の重要変更についてです。資料 23 頁から 38 頁です。こちらは先月の修正の農用地からの除外の案件になります。概要としまして改めて説明させていただきます。</p> <p>申請者、△△の〇〇〇さん、除外の理由として、現在息子世帯と同居しているが、孫の成長とともに現在の住居が手狭になっていることから息子世帯の住宅用地の購入と、住宅の建築を計画されておられます。既存の敷地ではこれ以上増改築ができないため、近傍の土地を検討したが、宅地や雑種地で適当な場所が見当たらなかった。自己所有ではないが自宅周辺で長年耕作されていない農地である協議地を転用したい。協議地の売買について</p>

	<p>ては所有者と事前協議済みであるということです。</p> <p>協議地の概要として、△△×××番地、土地所有者は〇〇〇さん、登記地目、田、面積が476㎡。</p> <p>協議地利用計画の概要について、施設設置者が△△の〇〇〇さん、施設設置予定時期が令和5年内。</p> <p>25頁に申請地以外での検討結果を付けておりますので、ご確認いただけたらと思います。</p> <p>26頁から全部事項証明書その他資料、中間図、字切図、位置図を添付しておりますので、ご確認いただけたらと思います。</p> <p>33頁、34頁は前回指摘をいただきました建物平面図と土地利用計画図です。奥行7、3m弱、幅12m弱を計画されておられます。雨水は主要地方道新見日南線の歩道の側溝に流すようになっております。また、被害防除計画書として本日追加資料を配布しております。周辺農用地等への支障を及ぼさないための措置として盛土を行い、緩衝地を設け、雨水は自然流下、放流先は既設の道路側溝、污水排水計画について修正で、合併浄化槽ではなく、実際には集落排水となります。周辺農地の日照、通風、通作等に支障を及ぼさないための措置として隣地からの距離を3mから22mとされています。また、近隣の地権者、耕作者と協議済みということです。また、障害となる事案が発生した場合はその都度協議することとされておられます。</p> <p>35頁に現地確認の写真を添付しております。対象農地への水の入口が閉塞されていることを確認しております。</p> <p>36頁、37頁が工事の見積書となります。建物工事が◇◇◇円、総費用◇◇◇円。追加変更の資料も併せていただいております。</p> <p>38頁にJA住宅ローンの承諾通知書を提出いただいております。以上です。</p>
議長	<p>議案第2号についてご質問、ご意見がございますか。</p> <p>(9番、福田職務代理挙手) 9番、福田職務代理。</p>
福田職務代理	<p>確認ですが、今回の申請は×××と×××番地の申請ですよ。</p>
主事	<p>今回の申請は×××番地のみとなります。×××番地はすでに宅地となっておりますので、農用地ではありません。見た目は農地に見えますが、登記は宅地となっております。</p>
福田職務代理	<p>道路側を宅地とされて建物の後ろ側を畑とされるようですが、登記はどういうことになるのでしょうか。</p>
主事	<p>建物の後ろ側は畑ではなく裏庭ということで伺っておりますので宅地ということです。</p>
議長	<p>その他、議案第2号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。議案第2号について賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第2号は承認された。</p>
議案第3号	<p>議長 議案第3号 農地中間管理事業の促進に関する法律第19条に基づく農</p>

		用地利用配分計画案の意見照会に対する回答について事務局お願いします。
	主 事	<p>議案第 3 号 農地中間管理事業の促進に関する法律第 19 条に基づく農用地利用配分計画案の意見照会に対する回答についてです。</p> <p>40 頁に集計表を付けております。今月は利用権設定が 28 人、113 筆、124,135 ㎡、配分計画も同様ということで配分率は 100%となります。</p> <p>41 頁から詳細になります。権利の設定を受ける者が農事組合法人□□□、土地の所在地は×××番地の他、合計で 113 筆、面積合計が 124,135 ㎡、賃借権で水田の利用、契約期間は令和 5 年 1 月 1 日から令和 15 年 12 月 31 日までの 11 年 0 ヶ月。(使用貸借と賃借料は所有者ごとの説明を行う。)</p> <p>合計で 113 件、124,135 ㎡となります。以上です。</p>
	議 長	議案第 3 号についてご質問、ご意見がございますか。
	議 長	その他、議案第 3 号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので議案第 3 号について妥当と認める方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員意見の無いことを確認して、議案第 3 号は承認された。
協議第 1 号	議 長	続いて協議事項に移ります。協議第 1 号 移動農地銀行の開催について事務局お願いします。
	主 事	<p>協議第 1 号 移動農地銀行の開催についてです。先月委員の皆さんに日程調整していただき日程表をまとめてあります。開催について 10 月 25 日発行の「いなほ 80 号」や防災無線、町ホームページで広報を行う予定にしております。また、今年度利用権設定が終期を迎える貸出者と借受者には事前に更新の案内を行い、この移動農地銀行で手続きをしていただくように事前に呼びかけを行います。ご協力をお願いいたします。</p>
	議 長	協議第 1 号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので次に移ります。
協議第 2 号	議 長	協議第 2 号 日南町地籍調査推進協議会委員の選任について事務局お願いします。
	主 事	<p>協議第 2 号 日南町地籍調査推進協議会委員の選任についてです。町より日南町地籍調査推進協議会委員委嘱に係る推薦について依頼がありました。これまで〇〇〇さんに出させていただいておりましたが、任期満了というところで改めて委員の推薦をお願いしたいということです。</p> <p>事務局で相談させていただいて、農地部会部会長の加藤農業委員に依頼しているところであります。よろしく申し上げます。</p>
	議 長	<p>協議第 2 号について事務局から農地部会の加藤委員にお願いすればということですが、何かご意見はございますか。</p> <p>(9 番、福田職務代理挙手) 9 番、福田職務代理。</p>
	福田職務代理	事務局案の、農地部会長である加藤委員にぜひお願いできればと思います。
	議 長	加藤委員いかがでしょうか。ご承諾いただけますでしょうか。

	加藤農業委員	失礼します。先般、局長よりお電話でこの話をいただきました。過去にも農地部会長が日南町地籍調査推進協議会の委員を務めておられましたので、この会で承諾していただけるということであれば、任期を全うさせていただきますというお話をさせていただきました。
	議長	ありがとうございました。加藤委員から承諾をいただきましたので、日南町地籍調査推進協議会委員に加藤委員を推薦したいと思います。よろしく願いいたします。 次に移ります。
協議第3号	議長	協議第3号 農地利用意向調査の実施について事務局お願いします。
	主事	協議第3号 農地利用意向調査の実施についてです。今年度の農地パトロールの結果を踏まえ利用意向調査を実施する必要がありますので、土地所有者への聞き取り調査をお願いします。地域ごとに対象農地のリストと位置図、意向調査確認用紙、中間管理事業のパンフレットを配布しております。聞き取りが困難な場合は事務局で対応しますので、お知らせください。提出期限として12月総会を予定しております。注意事項として個人情報に記載されている資料となりますので、取り扱いには十分注意していただきますようお願いいたします。 52、53頁には遊休農地に関する措置の概要として資料を付けておりますのでご確認くださいと思います。皆様のご協力をお願いします。以上です。
	議長	協議第3号についてご質問、ご意見がございますか。 (5番、加藤農業委員挙手) 5番、加藤農業委員。
	加藤農業委員	関連しておると思いますが、以前からの非農地通知以降、何か進展がありますでしょうか。意向確認をして、非農地通知をして終わりということでしょうか。
	高橋事務局長	失礼します。非農地通知以降の地目の変更ということだと思いますが、現在、非農地通知までということですが、今後地目の変更、その他の手続について進めるように変えていきたいというふうに考えております。
	議長	その他、ありますでしょうか。 (1番、足立農業委員挙手) 1番、足立福子農業委員。
	足立福子農業委員	地権者さんが亡くなられている場合はどのようにしたらいいでしょうか。ご家族でも親戚でも連絡が取れる方でいいということでしょうか。
	主事	ご家族がおられたらご家族に聞き取りをお願いしたいと思います。ご家族等がわからないということであれば、事務局で対応しますので、お知らせください。
	議長	今事務局が説明しましたが、これまで、所有者が亡くなっても家族の方が家におられたら、その方に確認していただくということです。家族の方が、家におられない場合には事務局が対応するというようにしております。

		<p>その他、ご質問、ご意見がございますか。無いようですので、協議事項を終わります。次に移ります。</p>
その他	議長	<p>その他、事務局お願いします。</p>
	高橋事務局長	<p>本日の総会終了後に農地部会を開催いたします。案件につきましては新屋の農地の案件となります。農地部会委員、多里地域の委員の方は出席をお願いします。</p> <p>次回総会は、令和4年11月10日（木）9時から開会予定です。</p> <p>次に研修会についてです。毎年計画的に研修をしておるところではありますが、コロナ禍により研修の中止、規模の縮小という状況が続いております。全国の状況、日南町の行動計画等を見据えながら視察研修を進めていきたいと思っております。</p> <p>資料55頁をご覧くださいと思います。今年度、約半数の方が農業委員1年目ということで、県内研修を進めていきたいと考えております。今年度は智頭町の農業委員会への計画をさせていただきました。農業委員、最適化推進委員、事務局で参加したいと思っております。研修日は11月8日火曜日で調整中ですので、ご予定をお願いします。</p> <p>続いて56頁、鳥取県農業会議が主催しております、農業委員会特別研修会の案内です。日時は11月17日木曜日、午後1時30分から倉吉未来中心で開催されます。今年は農業委員、最適化推進委員全員で参加させていただきたいと考えております。智頭町の研修と合わせてバスの手配をしておりますので、ご予定をお願いします。</p> <p>レジメには記載しておりませんが、広報委員会ですが、「いなほ80号」発行にあたり現在、編集委員の皆様へ原稿をお配りしておりますが、内容を審議していただき、10月25日発行の広報にちなんに折込予定としております。</p> <p>最後に、前回の総会において燃料の高騰、物資の価格高騰等による支援対策としてご質問、ご意見等いただいているところです。9月議会定例会において補正予算の上程をさせていただきました。農業者応援特別補助金として反当1,000円の補助を各農業者の皆様へお支払するということで承認をいただきました。前回の米価の下落につきましては、水稻作付面積に応じて反当1,000円ということでしたが、今回の農業者応援特別補助金につきましては、保全管理以外の作付面積、反当1,000円をお支払いするという内容です。作付につきましては共済組合に作付計画を提出していただいておりますので、その面積に応じた金額を各農家の皆様にお支払いするようになります。予定としては年内に調整を進めております。詳細については、農林課、農協等から情報があるかと思っております。この補助金につきましては、経営全体ではなく、高騰分の支援対策ということになります。ご理解をいただければと思います。以上です。</p>
閉会	議長	<p>皆さんからその他ありますでしょうか。無いようですので、以上をもちまして令和4年度第8回 日南町農業委員会総会を閉会いたします。お疲</p>



		れさまでした。
--	--	---------

上記、会議の次第を記録して、その相違ない事を証明するため署名する。

令和4年 月 日

日南町農業委員会 会 長

日南町農業委員会 委 員

日南町農業委員会 委 員